

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和 6 年 12 月 20 日付

産業統計部会（作物統計調査関係）

専門委員 小針 美和（株式会社農林中金総合研究所リサーチ&ソリューション
第 1 部主任研究員）

[※任期：令和 7 年 4 月 30 日まで]